

森有礼の神宮参拝をめぐりて

中 西 正 幸

一、寄託資料

文部大臣森有礼の神宮参拝と、それをめぐって西野文太郎が帝国憲法発布当日に惹起した惨劇は、明治時代の遠く暗い噂話としてかねて聞き及ぶところであった。

有礼側からみた事件の顛末は大久保利謙編『森有礼全集』の遭難関係記録に既に明らかであるが、文太郎について
は事件直後の上梓にかかる大華居士手録『森文部大臣遭難録』のやや同情的な記述により僅かに知ることができるが、
依然搔痒の感を免れなかつた。『神宮司庁公文類纂』など資料調査を進めゆく内、山口県立博物館に西野家から寄託
されている「志士西野文太郎遺品」と墨書した一箱に行きあたり、文太郎側からの事件への理解が幾分なりとも得ら
れたかと思われる。

多感な一青年の思想と行動を辿りつつ、森有礼をめぐる事件への理解を深めてみたい。

二、憲法発布の朝

明治二十二年の年頭、明治天皇は仮御所から落成した新宮城に御移転あそばされ、天機麗わしき御様子に、国民は

ひとしく聖寿の万歳を唱えた。千古不磨の大典とも称すべき憲法発布並びに皇室典範制定の盛儀も、紀元節を期して挙行せられる旨御沿定になつた。諸官省はじめ府下の祝典準備も整い、小学生徒による聖駕奉迎の四頌歌も決定の運びとなつた。待つて久しい二月十一日、夜来の雨も雪となつた午前八時、天皇は賢所大前において大儀の御告文を奏し給い、神宮には勅使九条道孝が参向、豊受宮大前で臨時奉幣が執り行なわれていた。

恰もその時刻に麹町区永田町の文部大臣官邸を訪れた西野文太郎は、応接室にて中川秘書官に路上の異変を告げ、森有礼との面会を求めた。十五分頃、参内するため大礼服の有礼が階下に降りてきた。それは十時から宮城正殿で憲法發布式が挙行され、高御座に着御せられた天皇が勅語を下し給い、総理大臣黒田清隆が憲法を拝受することになつていた為である。応接室から飛出した文太郎は左手で有礼の腰部を抱え、右手の出刃庖丁にてその右下腹部を抉つたが、護衛の座田文部属に斬伏せられ、彼はその場に絶命した。縦二寸四分の創傷を蒙つた有礼は軍医総監高木兼寛・橋本綱常の治療を受け、両陛下も侍医田沢敬輿・侍従片岡利和を御差遣になり、また御見舞につき御看も下賜せられた。しかし翌夜半、振盪虚脱により四十三歳の生涯を閉じた。「官報」号外を以つて、

○文部大臣薨去　森文部大臣ハ一昨十一日、官邸ニ於テ兇徒ノタメニ創傷ヲ受ケ、治療効ナク昨十二日午後十一時三十分薨去セリ。

と報じられ、天皇は「茲ニ溢亡ヲ聞ク、曷ソ痛悼ニ堪ヘン」との誄詞を以つて、その靈前に賜位・金幣勅使が遣わされたのである。

さて文太郎の遺骸は麹町警察署において写真撮影の上、同区役所によつて青山墓地に仮埋葬された。また背後関係にも捜査の手がのび、早くも十二日正午には背水会や血縁会の児玉佐一・兼重健吉・佐藤文一等が小川町警察署に捕縛され、警視第二局に送られた。結局は文太郎の単独犯行と見做されたが、その趣意は彼が懷中していた二尋にあま

る斬奸状に、明白に述べられているところである。

謹テ按ズルニ、伊勢大廟ハ万世一系天壤ト窮リナキ我皇室ノ本源タル天祖神靈ノ鎮座シ給フ所ニシテ、実ニ我帝國ノ宗廟ナレバ其神聖尊嚴何者カ之ニ加ヘン。宜ナル哉。天子尊崇敢テ或ハ懈リ給ハザルコト。然ルニ文部大臣森有礼之レニ参詣シ勅禁ヲ犯シテ、靴ヲ脱セズ杖ヲ以テ神簾ヲ掲ゲ其ノ内ヲ窺ヒ膜拜セズシテ出ヅ。是レ其ノ無礼無状豈ニ神明ヲ亵瀆セシノミナランヤ、實ニ又 皇室ヲ蔑如セシモノト謂フベシ。

凡ソ國家ハ猶ホ宮室ノ如ク、其ノ盛衰興亡ニ基礎ノ強弱堅脆ニ在リ。夫レ 皇室尊奉ノ精神ハ实ハ本邦立国ノ大基礎ニアラズヤ。然ラバ則此ノ精神ノ振起萎靡ハ國家ノ因テ以テ盛衰興亡スル所、豈ニ深ク察セザルベケンヤ。故ニ若シ匹夫ノ不敬ヲ皇室ニ加ルモノアルモ、尚ホ以テ衰亡ノ兆トナサザルヲ得ズ。然ルニ堂々タル朝廷ノ大臣ニシテ今乃チ如此、嗚呼之レヲ何トカ謂ハシ、誠ニ痛哭流涕長大息スベキナリ。或ハ曰ク、是レ虚伝ノミト。余伊勢ニ至リ親ラ之ヲ探訪シ、其ノ決シテ虚伝ニ非ザルコトヲ知ル（當時又内務次官芳川顯正モ嘗テ同一ノ拳動アリシト聞キ驚喫ニ堪ヘズ。余將ニ此ノ人ノ生死如何ヲ見、以テ本邦ノ盛衰ヲセントス）。或者又曰ク、事神明皇室ノ威靈尊嚴ニ閑ス、故ニ言フニ忍ビズト。是レ大ニ然ラズ。若シ夫レ実ヲ以テ虚トナシ有ヲ以テ無トナサンカ、其ノ弊ヤ勝テ言フベカラザルニ至ラン。況ヤ十目ノ視ル所十指ノ指ス所、終ニ得テ蔽フ可カラザルニ於テオヤ。故ニ若シ不幸ニシテ亂臣賊子不敬ヲ宗廟皇室ニ加フルモノアラバ、則チ攘除誅戮以テ将来ヲ微スベキノミ、何ゾ之ヲ隱慝スルコトヲ為サン。

昔者天慶ノ世、將門兵ヲ起シテ乘輿ニ僭擬ス。是レ開闢以還未曾有ノ大乱ニシテ実ニ当代ノ恥辱ナリ。然レドモ時人代テ之レヲ亡ス、是レ能ク恥ヲ雪ゲリト謂フベシ。今彼レノ大廟ヲ瀆ス、是レ亦古来未曾有ノ大変ニシテ明治ノ大恥ナラズヤ、若シ誅戮ゼズンバ何ヲ以テカ之レヲ雪グコトヲ得ン。夫レ翁媼ノ無氣力ナルモ其祭ル所ノ菅公ノ像ニ加フルニ不敬ヲ以テセバ、必ズ憤然大怒死力ヲ出シテ之レヲ拒ムニアラズヤ。今 天子ノ尊崇シ給フ国

家ノ宗廟ヲ瀆サレ、敢テ一タビ手ヲ挙ゲ一タビ足ヲ投ゼズ坐シテ之レヲ視ルトキハ、則チ我ガ国民ノ精神氣力ハ寧ロ翁媼ニダモ若カザル者ト謂フベシ。君ヲ愛シテ身ヲ忘レ國ヲ重ンジテ死ヲ輕スルノ大和魂、其レ何クニ在ル。

歐米ニ許スニ交通貿易ヲ以テソ其ノ技術ヲ学ビ其機械ヲ用ヒシ以来、世人動モスレバ自ラ誇テ文明開化ト称ス。而モ若是ンバ將タ天下後世ノ笑ヲ如何セン。況ヤ事ノ皇室ノ休戚國家ノ存亡ニ関スルニ於テオヤ。若シ如此大逆無道ヲ誅セズンバ、豈ニ啻ニ将来不忠壳國ノ臣民ヲ懲戒スル能ハザルノミナランヤ。所謂立國ノ基礎タル 皇室尊奉ノ精神、漸ク將ニ萎靡セントス。嗚呼、此精神ニシテ苟モ萎靡振ハザランカ。仮令貔貅陸ニ満チ艨艟海ヲ蔽フモ、猶ホ砂漠泥濘ニ高樓大厦ヲ建築センガ如ク、其ノ顛覆亡滅期シテ待ツベシ、豈ニ慨嘆恐懼ノ至ナラズヤ。

特ニ彼ガ如キハ其ノ位民ノ具ニ瞻ル所ニ在リ。其ノ職國家ノ教育ヲ司ルヲ以テ又焉ゾ知ラン、其ノ化育養成スル所誠忠菅公ノ如クナラズ、悖逆將門ノ如クニシテ遂ニ以テ國家ヲ攘乱亡滅セザルコトヲ。之ヲ要スルニ、有礼ノ不敬ヲ 大廟ニ加ヘシハ即チ 皇室ヲ蔑如シタルモノニシテ、立國ノ基礎ヲ傷ケ國家ヲ亡滅ニ陥ルモノナレバ、余ハ帝國臣民ノ職分シテ袖手傍観スルニ忍ビズ、敢テ宝劍ヲ以テ其ノ首ニ加フト云フ爾。

明治二十有二年 紀元節ニ先ツ一日背水庵ニ於テ

西野文太郎謹書⁽¹⁾

つまり趣意とは、森文相が過ぐる神宮参拝の砌、神明と皇室の威靈尊嚴に關わる由々しい不敬行為を惹起したため、本邦立國の基礎とも云うべき皇室尊崇の精神を護らんと、敢て宝剣を執るに至つたことにある。では、このような思想信念を固めさせた彼の生い立ちはどのようなものであつたろうか。

三、多感な一青年

文太郎は慶應元年九月九日、長門国阿武郡萩城下の中士西野義一といわの長子として出生した。ほどなく周防国吉敷郡山口町七番地、つまり知事官邸西隣に当り、近くに豊栄神社も鎮座する閑静な場所に移った。父義一は旧藩士が結成する致誠会の一員として、同神社境内に別殿として毛利敬親公を奉祀するため尽力した。野田神社称宜小方基次氏の御教示によれば、『明治六年 豊栄神社職員録』には、

- ・明治十二年五月十七日、社用掛申付、十五年迄勤続。
- ・明治十六年二月五日雇トナリ、三十一年九月病死。

と略歴がみられ、神社職員であったことが知られる。

文太郎は明治六年に大殿小学校入学、傍ら黒城私塾に通つて経義を修め、兼重健吉・本志竹之助・貴島基などの学友も得た。ある日友人と菅公廟周辺を游行した折の一文が遺つている。

記登鴻東小邱

文太郎像
（向右側）
明治十年六月廿三日、与友人數名携乃
一瓢、至古熊詣菅公廟、又溶山寺葉
湯遂登後邱、頂上有平地一方十步許、

仰望詣山、山凝然聳、雲際峻絕、復不可レ登、乃置酒是飲、視城市繁榮、想見大内氏之盛時、而悲其衰、又喜其隆盛如レ此、於是与レ衆倒レ瓢尽レ歎、帰時既薄暮也、(2)

成績優秀につき山口中学校に進んだが、生来體弱のためか中途退学した。十三年十月に山口県庁見習生となり、翌秋には山林改租科雇を申付けられ、平凡な地方官吏の道を歩みはじめたかに思われる。然るに胸奥の鬱憹は晴れやらず、十八年に出奔を企てて父親の諫止するところとなつたが、素志変らず翌年六月十八日、遂に三田尻港から汽船にて無断上京するに至つた。埠頭からの両親宛書簡には、

熱ラ相考申候ニ、凡人タルモノ一芸一能ナクシテハ到底世間ニ相立難ク、況して今後ハ官吏も試験之上任用免ト云ノ時ニ於テ、不才不能文か如きもの安然トシテ罷居候ハ、恰モ破カムリタル船ニ乗りて航海スルト同ク、目前差支ナキ様なれとも、行クヘ沈溺の恐あるハ必然ノ事ニ有之候。(3)

と、時代の進展するに晏如たり得ぬ心事を吐露し、数年間の暇を乞うてゐる。遡れば伊藤博文が憲法調査のため訪英した際、駐劄公使の森有礼と談合し、将来組閣の秋には彼をして文政を担当せしめたいと考えたと云う。事実、十八年末の伊藤新内閣に初代文部大臣として迎えられた有礼は、年来の抱負を実現するため翌春から「帝国大学令」以下、次々と諸学校令を公布して教育の基礎を固めつゝあつた。文太郎が一芸一能なくしては世間に立ちがたいと憂慮したのも、まさに教育行政の転換期に遭遇した多感な一青年の反応かと思われる。

上京後、文太郎は上野駅通局に勤めたが、早朝から十二時間にわたる勤務状況では、もとより學問をする暇とて無かつた。店番の少女すら新聞を手にする帝都の有様に焦り、他方では「今朝暦を見候ニ、昨日ハ豊栄様の御祭ニ御座候。嘸々御心配ト奉存候。御養心御養生コソ第一ト奉存候」⁽⁴⁾と、頻りに家郷を想いやる彼であつた。折から同県人玉井嘉治の經營する東京速成学院を知り、学事すら望めぬ職場を去り同学院の幹事兼漢学助教となつたのは、十一月初旬のことである。それから翌二十年にかけてが、もともと意氣軒昂な時期であったと云えよう。学院生ともぐく握飯

持參で隅田河畔の舟遊びに興じ、あるいは三浦梧楼を訪ねて「山口県は勤王を以つて起り、不勤王を以つて終れり」と痛憤し、ぜひとも郷党的士氣を鼓舞して欲しいと説いた。長州藩出身ながら反薩長派と目されたこの軍人政治家が、文太郎の硬骨の氣概を愛したのも無理はない。また神田区今川小路の児玉佐一名義の背水庵に拠り、兼重健吉・佐藤文一・上田範之輔等と政論を戦わすことも多かつた。同時に黒住教に帰依し、信仰心の深まりから、

当地ニテハ脚気ヲ病ム人多く候得共、私ハ更々其氣味無之、偏ニ神様の御影ト奉存候。御暇の節ハ黒住ヘ御参詣、御説教或ハ御道の話等御聴聞被遊度、自然氣分強ク、從テ身体も大丈夫ニ相成申候積リニ付、万事御氣遣被遊間數様奉願候。⁽⁵⁾

と父親に懇意する程であつたから、幾度も帰県を促してやまない両親の声はとても耳に聽こえなかつたに違いない。

文太郎の学資の窮乏を救うため、三浦梧楼が内務省の原川魁助に推薦して六月七日に同省雇となり、九月一日には土木局計算課に勤務することになった。内務省土木局では先年、所管事項の明確化をめざして治水・道路・計算の三課を置き、全国六区に土木監督署を設けて直轄工事の増加に対応したばかりで、この就職は機構拡充に見合つたものと解せられる。活氣あふれる職場に意欲を燃した彼ではあったが脚気に罹り、二十一年七月十一日付をもって阿波徳島の第五区土木監督署に転任を命じられた。南国のはるか清水村出張所への在方巡回にも出向いたが、中通町表屋の下宿では三浦梧楼の政談に耳を傾けられぬ淋しさから、専ら『靖献遺言』を耽読していたと云う。恰かもこの頃、彼は森文相の神宮不敬事件を仄聞したに違ひない。即ち、東京電報新聞の八月一日付紙面には「無法ノ振舞」と題して、

現時ニ生レテ一國ノ政事申ス大臣ノヒトリトシ、殊ニ風教ノ上ニ付キ歎カラサル関係有ル人ニシテ左ル振舞ノアル可クモ思ハレ子ド、過ル頃其大臣カ巡廻ノ途次其地ニ過キラレタル時ノ事ナリトカ、其人ハ隨行者ヲモ引具セス唯一人ニテ宗廟ニ詣ラレシカ如何カ思ハレケン、突然拝殿ノ奥、一般ニ進入ヲ禁シタル内庭ノ方ニヅカヽト

踏入ラルニソ、神官ハ周章テ、走出テ其所ハ古ヨリ皇族トモ立入ラルヲ許サマル地ナレハ留マリ玉ヘト遮キリシヲ、ソーカト計リ答ヘツト猶歩ヲ奥殿ノ階上ニ進メ打下シタル玉簾ヲ左モ不作法ニ携ヘ持テルステツキノ先キニテ擎ケ正面ニ突立チ、暫シ神鏡ノ方ヲ打守リテ立去ラレント云。⁽⁶⁾

と糾弾する記事が掲載された。皇祖天照大御神の鎮座します神聖かつ尊貴な宗廟への一大不敬と、痛憤激怒したのは文太郎一人ではなかった。福岡県人溝部信孝は眞偽のほどを神宮司庁に照会し、司庁は左の通り事実無根と回答すると共に、東京電報社に記事取消を求めたのである。

戊第一二号

神宮ニ於テ某大臣不作法挙動有之候旨、東京電報ニ記載候ニ付、其事実有無新聞紙相添御尋問之趣承了。右ハ全無根之妄説ニ付、相御回答ニ及候也。

一、本年一月より大臣参拝無之候。

一、神宮ニ拝殿并玉簾ノ設無之候。

一、御門并本殿トモ御鏡奉懸無之候。

一、大底私拝ハ予而其筋伺定ノ通り、皇族ハ外玉垣御門内、其余ハ親勅任及華士族ヲ不論外玉垣御門外ニテ、平民一般ノ取扱ニ御座候。

一、本年ハ固ヨリ昨年中ト雖モ、外玉垣同御門内ヘ闖入セシ者一切無之候。

一、神宮ハ外玉垣御門・内玉垣御門・蕃垣御門・瑞籬御門之四重有之候間、雖然一重闖入スルモ本殿御階ニ接近スル理由無之候。

前頭之次第二付、東京電報社へ正誤可申出旨申遣候。此如御承知迄相添候也。

明治廿一年八月六日

庶務課

溝部信孝(?)

この回答書を読むかぎり、神宮当局は森文相への指弾であると承知しながらも、御垣・殿舎の結構上から不可能なる所為と否定するに止め、敢えて正面回答を避けたものとの印象が強い。では森有礼の神宮参拝とは、そもそもどのような経過であったのか、それを考察する必要があるう。

四、神宮参拝の経過

明治二十年十一月二十七日、森文部大臣は学事視察のため三重県に來り、県會議事堂に於いて「将来万国競争ノ世界ニ立ツヘキ我国ノ少年子弟ノ教育ハ、國家ノ存亡ニ関スル最重事件タルコトヲ須斐モ忘ル可ラス」と演説した。翌日は神宮参拝につき松坂まで神宮祢宜中田正朔・宮掌孫福弘坦が出迎え、伊勢豊川町の山田高等小学校にて視察・中食後、いよいよ豊受宮に向うことになった。県警察官が先導して森文相・木場貞長秘書官・石川邦猷三重県知事・川上文部省視学官など、およそ三十台余の人力車をつらねて第一鳥居前で下乗。参拝には祢宜尾寺信・主典亀田三衛が誘導して文相に木場秘書官・石川知事・川上視学官のみ隨從、午後二時五十分過ぎに外玉垣御門前に到着した。尾寺祢宜は御門下東側に退いて磬折し拝礼を促したが、文相は躊躇うことなく御門内に参入せんとして亀田主典に制止され、二三歩さがり脱帽拝礼して退下に及んだ。

このような御門下における森有礼の所作が、後に一大不敬をなしたものと世上に様々な風説を生んだが、所作を現認できる位置に居合わせたのは誘導と随從のごく限られた人々に過ぎない。では、彼等はどうに証言しているのであるうか。まず尾寺祢宜が鹿島則文宮司に提出した報告書は、次の通りである。

森大臣遭難之儀

神宮へ御参拝一条ヨリ起因候趣、諸説紛々候ニ付御尋之旨、敬承仕候。右ハ當時既ニ申上候へ共、猶別紙之通申上候間、宜敷御承知可被成下候也。

明治廿二年二月

祢宜 尾寺 信

鹿島宮司殿

(別紙)

明治廿年冬、森文部大臣三重県巡回之際、豊受宮御参拝相成、外玉垣御門下ノ敷布之上ヲ靴ニテ踏ミ、携フル洋杖ヲ以テ御幌ヲ掲ケ御門内ヘ入ラントセラル際、主典亀田三衛之ヲ止メ是ヨリ内ハ皇族御参拝御場所之趣申上候處、大臣ハ隨行ノ石井三重県知事ニ向ヒ、之ヨリ内ハ入ルヘカラサル哉ヲ尋問セラレ候。然ルニ知事モ左様ニ候旨相答候間、帽ヲ脱シ少シク拝シ直ニ帰路ニ就カレ、遂ニ皇大神宮へハ御参拝無之候。

明治廿二年二月

祢宜 尾寺 信⁽⁸⁾

ところが亀田主典が見咎めたものは余程趣を異にし、松木時彦編『備忘』八八に、次のように聽取されている。

時彦云。(略)幸ニ主典亀田三衛ハ同町内、且父トハ友人ナレバ森有礼子ガ外宮参詣ノ実相ヲ詰問セシニ、手続書ニ尾寺信ガ云フ所トハ天地ノ相違ニテ、泥醉ヒヨロ／＼ニテ、參入時ニ外玉垣御門ノ御幌ヲ洋杖ニテマクリアゲ參歩セントセシヲ押留メシニ、憤怒ノ体ヲ以テ帽ヲモ脱セザレバ一拝ヲモ為サズ、コンナモノ歟コンナモノナラ内宮ハ行カン、ト放言シテ退去セリ。⁽⁹⁾

次に有礼側の見方としては、ある座談会の席上、木場秘書官が克明な発言をしている。

- ・ 神宮は其處(外玉垣)_{御門下}まで行くと、何とも言はずに自分の身体を御門の右側へ避けてから、腰を折り前屈となりて何か一言云つた。確に此處までゝすと言つたものと思ふ。それで森さんはアツと言つて二三歩退いて何か反問

せられた。此処までかと確められたものと思ふ。其時ステツキを持つて居られたのは事実です。森さんは其儘直立して最敬礼をなして退出せられたのです。

・ 森さんは併しステツキを持つて居られたのは事実ですが、若し其処をくぐって中へ入られるものとすれば、其れが御帳の神聖なることなどは毫も知られぬのでありますから、或ひは杖が御帳に触れたかも知れませぬ。然しながら仮令触れたとしてもそれを掲げて内を覗くなど云ふことは絶対にありませぬ。中へ参入せんとする姿勢の儘制止された訳なのです。

・ 森さんは神前を退て引返し車夫等の居る大鳥居の処に行かるゝ途中に於て、私に対し二見へ赴くやう命令されたのです。私は内宮へ参進せられ可然旨進言致しましたところ、森さんは門前拝ひをされるのならば何処から拝んでも同じ事ではないか、と言はれて聞き入れられなかつたのであります。⁽¹⁰⁾

以上の証言を総括すれば、泥酔の体（亀田）は論外としても、賽物奉獻のために鋪設する白木綿の敷布を靴で踏み（尾寺）、洋杖で御門に奉懸するところの御幌を掲げた（尾寺・亀田）か、或いは触れる（木場）ほどの勢いで御門内に参入せんとして制止され、脱帽拝礼（尾寺・木場）の上、退下した模様である。

まず制止ということが問題視されるが、この点について木場秘書官も、

森さんの頃は大臣と雖も内部に参入する事は許されぬ事になつて居たかどうか知りません。又今日も大臣森さんの時同様、諸大臣も一般民衆と同じ処で参拝せられ居るか、其れも知りません。兎に角森さんは余りに意外な事であつたので、飛んだ破目に陥られたと云ふのが事実なのであります。⁽¹¹⁾

と疑義を表明している。およそ参拝にも公私の中間的な区別があり、当時の正式参拝取扱いは十三年四月同定の参拝式序則に準拠し、従二位勲一等の国務大臣ならば内玉垣御門内軒下が参拝位置である。しかし私参の場合は五年八月の教部省達示にある「王臣以下幣帛奉供不相成候ハ式文之通、尤人民私賽之儀ハ可為制外、且私参自拝之場所ハ等差有

之間敷事」が大前提となり、皇族にかぎり十四年三月に内玉垣御門外における御拝・御玉串の特例が認められたに過ぎなかつた。但し、御巡回等の臨時御参拝は衆庶同様との厳然たる制規を念頭におけば、学事視察中の森文相とて外玉垣御門外の私拝場所に処遇したことは理解せられよう。また森文相を制止した亀田主典が「憤怒ノ体」を見届けていた。有礼が懷いた「門前拝ひ」の印象は明らかに誤解に基くものであるが、木場事務官が「森大臣の当時の挙動が失態であつたとしても、其の責任は案内の神官、並びに知事が其の一部を負ふべき性質のものである」と弁疏するのも無理はない。誘導や奉迎の神官はともかく、三重県と神宮との間に周到な事前接衝もなく、勝手不案内な参拝となつたことは事実であろう。有礼の印象について、木下広次は「故森文部大臣伊勢神宮事件に就て」において、

案するに對皇室接近主義の森子は神宮に對しても、(略) 皇祖神靈鎮座の正殿は参拝の臣民皆な明々地に洞拝し得るを以て彼の本意としたのである。然るに戸帳は偶参拝者を隔離するや不都合の障礙物と思惟し、不平勃發非礼を敢てしたのではなからうか。⁽¹³⁾

と、好意的な解釈を与えていた。神宮は遍く国民崇敬の高揚にゆだね、何人たりとも親しく詣で崇むべきものであり、苟くも結界を設けて神官の私すべき所ではない。このような主張も神宮の尊嚴護持を期する立場からは当然異論のあるところで、御垣や御幌に象徴される奉護の精神は、まさに「二所太神宮神態者、守_{カニツバ}旧例、所_{カニツバ}行來_{シル}也、都_{カニツバ}無ニ違変之法(「皇字沙」_上文法)との古格、あるいは「宮中四至内忌穢惡事」(「外官法」_{式大體})と四至内の穢氣不淨をさけ人宅を禁断してきた先規の結晶であつて、その伝統は近代文明の時代にも改変すべきものではない。

むしろ問題は、木場秘書官も「内宮へ代参を立るといふが如き臨機の処置をなさなかつたやうな訳で、今更責任の輕らざるを痛感する次第であります」⁽¹⁴⁾と猛省するように、より重大な失態があつたとするなら、それは皇大神宮への参拝を中止したことにあると云うべきである。森有礼は豊受宮を退下するや、神宮祭宣東吉貞・主典河崎維吉の見送りをうけ、直ちに宿所の二見浦の賓日館に向つている。これに關して西村茂樹著『記憶録』には、

森氏の参拝せしは外宮にして、内宮に非ず。外宮の大廟に非ざることは、国史を読む者は皆知る処なり。内宮外宮の別をも知らずして、大廟に不敬を加へたりといひて、是を刺す。西野の狂愚は本より論ずるに足らずといへども、世間に之に同情を表する者あるは、實に無識の至りといふべし。⁽¹⁵⁾と評するが、その宗廟社稷の弁別は、却つて醇厚な風儀を涵養すべき文部大臣が内宮に代拝すら怠つた態度に、批判の眼を向けさせないものであろうか。

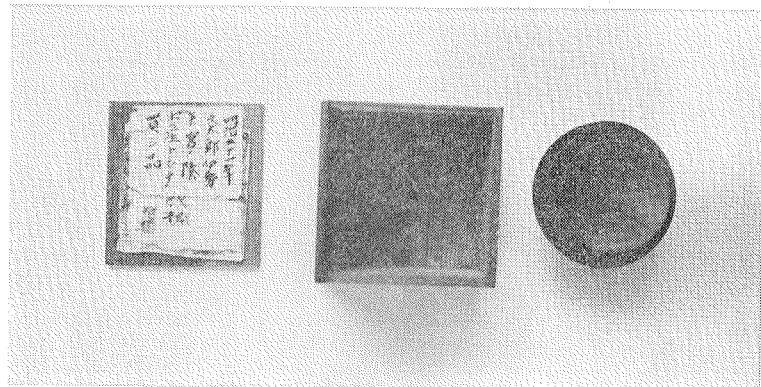
五、大事決行の決意

文太郎は大事決行の直前、決意するにいたる過程について、父親に次のように書き送つてゐる。

此度森大臣を刃傷に及び候は、別紙趣意書の如き次第に付御一覽被遊度候。此儀は一朝一夕の思立には無く、去年徳島に罷在候時よりの企に御座候。夫故旧贋俄に帰省候も全く御暇乞の積りに有之候。尤も実地に就き取調候處、果して聞きしに相違無之、於是乎断然決意時機を相伺居、遂に此度の次第に立至り申候。⁽¹⁶⁾

まず徳島の任地において大事決行を決意したとあるが、既述した東京電報新聞の報道は神宮当局の記事取消しにも拘らず、日を追つて巷間の喧しい話柄となつていった。同紙はさらに「此ノ乱暴人ヲ懲罰スルノ刑律ヲ論究スルハ今日ノ一大急務ナリト信ス」と手厳しい論調で、皇室を冒瀆する不敬行為の処断を迫つた。十月刊行の『政論』誌上でも「貴顕某氏大不敬ノ所為」と相呼応して、森有礼を囂々たる非難の渦中に立たしめた。このような世論の動向を見守つていた文太郎は十二月二十一日、本省に復任すべき通知に接し、好機至れりと欣喜雀躍したのである。

上京に先立つて山口に帰省した彼は、両親や弟妹に心中永訣の辞をのべ、近くの鍛冶屋「鶴石」において出刃庖丁を鍛えさせた。そして迎えた二十二年の新春、豊榮神社の神前に恭しく額突き、嘉礼のため師馬島青海を訪ねたが行き違いとなり、數度往訪したが会えず終いとなつた。やむなく上京の途につき、小汽船にて伊勢神社港に上陸、神



宮参拜記念杯

宮初詣の旅客賑わう古市下ノ町南側の津ノ国屋に投宿したのは六日のことであつた。翌朝内宮の初詣をすませ、旅館で中食を摂ると午後から外宮参拝、その足で神社港から四日市港経由で横浜に向い、八日には東京に入つた。この神宮参拝は単に初詣のためでなく、斬奸状にも「余伊勢ニ到リ親ク之ヲ探訪シ、其決シテ虚伝ニアラサル事ヲ知ル」と明記するよう、過般の文相参拝に関する事情聴取を自論むものであつた。しかしながら、彼が確認できた内容とは「文部大臣森有礼、之レニ参詣シ勅禁ヲ犯シテ靴ヲ脱セズ殿ニ昇り、杖ヲ以テ神簾ヲ掲ケ其中ヲ窺ヒ、膜拜セズシテ出ス」つまり東京電報新聞の報道範囲に止まるものであつた。

文太郎の理解するところが巷説の埒外に出ていない理由は、津ノ国屋富三郎の懐旧談として、

夜ニ到リ疲レシトテ按摩ヲ呼ビ、其身ノ窮状ヲ聴テ羽織ヲ与ヘタリ。(略)但按摩中、種々雑談ヲ試ミ質ス所アリキト云フ。⁽¹⁷⁾

と松木時彦が筆録している所から、おのづと推察できよう。

それにしても当時の神都伊勢には、神宮暦の問題をめぐつて、森有礼に対する険悪な空気が瀰漫していた事実も無視できない。神宮暦は十五年の神宮司庁と神宮教院の分離後、司庁が製造して教院に頒布せしめる方針が貫かれてきた。ところが二十年四月、翌年分の神宮本暦・略本暦

の製造方が大蔵省印刷局に委託せしめられ、この製曆変更に加えて、二十一年秋には頒曆すらも文部省に所管替となつた。

総甲第三六号

今般編曆事務文部省主管ト被定、頒曆事務同省へ引継相成候条、此段及御通牒候也。

明治廿一年十月十三日

内務書記官

神宮々司 鹿島則文殿⁽¹⁸⁾

これは森文相が学問的基礎にたつた編曆の必要性を痛感して、事務を文部省に移し東京大学で作成せしめるに踏切つたものである。その学問的見地が、ひいては宇治山田の製曆職工人数百をして糊口の目途を失なわせ、死活の事態に立ち到らせたことは、彼等が石井県知事に愁訴した歎願書に明らかなるところである。

宇治山田居住ノ困民共ヘ御救助ト思召、本年ヨリ当地ニテ御製造相成、是迄之通御雇入被成下候得者、御影ヲ以テ数百名ノ者共一同難有一ヶ年相凌キ可申候得者、何卒特別之御詮議ヲ以テ右ノ趣同御庁へ御照会之上、当地ニ於テ執行相成候様御取扱被成下度云々。⁽¹⁹⁾

との一節に、日々を凌ぎかねる者の切々たる情実が流露している。神宮教管長の田中頼庸を中心とする頒曆会社設立の請願運動も、何等効を奏さず、甚く神都の民心を刺戟して、怨嗟をこめた風説をさまざまに生んでいった。末亡人森寛子が「伊勢大廟と森有礼」に、

森が山田にゆくといふので宿屋も大廟の方でも大層準備をしたさうです。(略)それよりもあの前後に大そう問題となつたのは伊勢の曆のことでした。森はあれは学問上大学から発行すべきものと主張して、お金のことはどうにでも出来ると言つてゐたのです。それが非常に物議を起してゐて、當時外務省にゐました伊集院兼良が親類でもあり、そのことにつきわざ／＼何べんも注意してくれ、「危険だ／＼」と云つてゐました。⁽²⁰⁾

と回想する所以である。

さて東京の本省に復任した文太郎は、ふたたび神田今川小路の背水庵に寝起きした。二月六日深更、肉親と三浦梧楼への遺書・斬奸状を認めた。両親には君侯の馬前に討死することこそ男兒の本懐と不退転の決意を告げ、熱海避寒中の三浦には趣意の公表を依頼するものであった。八日には友人の眼を避けるようにして馬島青海宛の遺書をものしたが、その主意は神宮事件よりも、むしろ文政批判に注がれていた。

森文部大臣就職已來、上聖聰ヲ欺申、同僚ヲ瞞着シ、下黔首ヲ愚ニセントシテ恣マニ学則ヲ⁽²⁾変更シ、頻リニ授業料ノ額ヲ高フシ、天下ノ学者ヲシテ華族素封家子弟ノ外、高等ノ学科ニ就クヲ得サラシム。⁽³⁾

かねて森文相は、生徒が自ら進んで教育をうける中等以上の学校では、その費用は父兄の負担すべきものと考え、当然のことながら大学の授業料増額をめざしていた。数年をかけて漸次これを引上げることになったが、世評は無論厳しく、文太郎も一部階層による教育の独占と危惧した。あるいは、一芸一能を修めようと出奔し、学事も儘ならぬ苦い挫折感が底流しているかも知れない。そして決行前夜、改めて斬奸状を懷中するため淨書し、詩一絶を賦したのである。

六、毀誉褒貶

森有礼の盛典参列を阻み、これを襲つて死なしめた事件は人々を震撼させ、或いは神罰、或いは同情と大きな世論の反響を喚起した。

遭難の報至るや、谷干城は日記に「明治の史に大特書の事件と云べし」と書き、

果シテ伊勢の挙動信なりとせば、昔時なれば神罰とも可申恐るべき事なり。森氏に取りては不幸なりと雖も、皇

室の尊嚴に対しては一増鞏固を加へ、生意氣なる洋学者の胆を寒から令むるに足るべし。⁽²²⁾

と警世のため快哉を叫んでいた。また急遽上京した三浦梧楼から、文太郎の生前のことを再三にわたって聴き、互いに感涙に咽んでもいる。

「ブンタロウサクジツヘンシ、ハヤクコイ」と二月十二日付で西野義一に打電した兼重健吉は、有礼のそれに二日遅れて、十八日に文太郎の葬儀を谷中墓地において営んだ。百余名にのぼる会葬者の内、飛入りで弔詞を朗誦した溝部信孝は「邦家ノ義客」とその行為を称えた。

皇室ハ尊嚴ナリ、邦家ハ重大ナリ。而テ挽近頻ニ洋臭ニ沈湎シ、其極遂ニ尊嚴ヲ蔑如シ、国体ヲ汚損セントスルモノナキヲ保セズ。此時ニ当リ一死以テ其衝ニ当リ、生血以テ不淨ヲ祓洗スルモノ大丈夫ニアラズンバ不能。是真ニ忠愛ノ志士ニシテ、邦家ノ義客タリ。⁽²³⁾

三月初旬に兼重が山口に報じたところでは、谷中天王寺にある文太郎の墓辺には、

抑も不变谷中墓地ニ於テハ、文太郎様墓前ニハ香花之烟常に不絶、参詣人群集実に盛大之事に御座候。就而ハ爰元ニ於も来ル四月一日ハ五十日ニ相当候故、五十日祭ヲ執行之覚悟ニ御座候。且又當時文太郎様墓地ハ一坪ノ掌大ノ地ニ御座候故、追而中に埋め変ヘノ覚悟ニ御座候。右墓地埋変ヘ候得共、是等ハ右等之義捐ニテ可相運、実ニ文太郎様ノ御寿徳ハ非常ナルモノニ御座候。⁽²⁴⁾

と展墓の人々が踵を接する有様であった。墓地買入れは三浦梧楼が五十円を醸出して半年後に実現し、故人の履歴等を官許販売して永代祭粢料に充てることも計画されている。三浦は事件教唆の嫌疑を一時かけられたが、文太郎の思想や行動に絶大な影響力をもち、それ故に歿後の面倒をひきうけて怠らなかつたのである。

東都の熱狂的な光景もさることながら、伊勢においても事件後すぐに山田神風講社有志が追弔祭執行を呼びかけ、

執行直前の三月十日に山田警察署から中止すべき諭告をうけている。やむなく有志総代笠井雄吉は祭粢料と神饌品を山口に送ったが、第一番神風講社員他五百数十名の中には、花街古市から義捐金を寄せた娼妓多数の名も見られる。こうして一度は中止されたものの五月十二日、改めて神宮教会所祖靈舎において鎮靈祭が盛大裡に斎行された。「汝命乃心正志久行比雄々志伎御節操」と祝詞が奏上され、神風館第十七世の西村殘雨も、

世の人乃鏡なりけりぬは玉のやつこに紐の光り見せしは

たくひなきいさをなりけり玉の縒を皇國のためをしまさりしは⁽²⁵⁾

と獻詠している。

勿論、有礼の死を悼む者も多かった。文相を横死せしめた暗殺は自由の敵にして野蛮なる所行であると糾弾し、ともすれば刺客を賞揚する世上輕薄なる國士礼讃を戒める識者のなかに、明六社以来、啓蒙活動と共にした福沢諭吉があつた。福沢は「文部大臣の死去」と題する一文において、

我輩は独り大臣一人の為めに悲しむのみならず、我国文明の為めに有為活潑なる一個の若政治家を失ひしを悲しむ者なり⁽²⁶⁾

と痛惜し、主義を異にする双方が互いに独立の立場を認めあう思想言論の確立こそ、文明の開けゆく今日の要務でなければならぬと力説した。然しながらその前途は険しく、なおも森有礼は誤解と誹謗に囲繞され続けた。明治四十二年二月、東京華族会館において有礼二十年祭が斎行されたが、前京大總長木下廣次は、その席上、

世に誤解を受けて刺客に斃れたものも少くないが、森子の如く蓋棺廿年、今尚正當に冤を雪がれざるは、誠に子の為に悲しみに堪へぬのであります⁽²⁷⁾

と語ったことがある。蓋棺久しくして雪冤を叫ばなければならない理由とは、一体何であったのだろうか。

徳富蘇峰が「森有礼君」と題して「概して謂へば君は偏理家ショーリストなり、奇矯エキセントリックなる偏理家なり」と人物批評したように、有礼が掲げた廃刀・男女同権・信教自由・女子教育などの改革目標はつねに時代と社会から理解されたかった。革新から保守へとその両極を走りぬけ、世人は彼の虚像のみを追い、その実像とはつねに背馳していたとの感が深い。

竊かに君の一生を案するに、最初に於ては非常なる自由家なり、非常なる急進家なり。最後に於ては非常なる保守家なり、非常なる専制家なり。⁽²⁸⁾

彼は維新直後には急進開化の使徒と目されながら、二十年前後にはむしろ保守精神を發揮して、夢寐にも国民教育を忘れず、武育を奨励したのである。それは明治天皇の御聖旨に副うよう忠君愛國の德義涵養をめざすものであったが、その変貌に關して元田永孚も「足下自ラ信スル所果シテ如何ソヤ、(略)肺肝ヲ吐テ之ヲ問フ。足下果シテ忠君愛國ノ誠アラハ、希クハ僕ニ告クルニ実ヲ以テシ、隠ス所アル勿レ」と教育意見書を寄せたほどであるから、況して世人には理解しかねるところである。むしろ井上毅は「故森文部大臣の教育主義」という講演において、それは国体教育主義と名付くべきものと明解を下している。

思ふに森氏が教育事務の委任を受けて以来、段々苦慮を廻らされて、始めて帰一する所の方法を執られたものと見える。(略)幸にして我国には万国に類ない所の優美な国体がある。そは何ぞといふに外ではない、即ち御国の国体、万世一系の一事である。此一事より外に教育の基とすべきものはない。(略)之を棄て他に依るべきものはないといふが森氏の第一の意見であった。⁽²⁹⁾

既述した徳富蘇峰の「最後に於ては非常なる保守家なり」との評語は、有礼が国民教育の枢紐をわが国体に見究めていた、との井上毅の所見とまさに符節する。固よりそれは有礼の変貌に困惑した世人のよく洞見できるものでは無かつたし、神宮参拝をめぐる悲劇も此処から起つたものと思われる。

註

(1) 山口県立博物館寄託「志士西野文太郎遺品」。斬奸状は一月六日付の両親及び三浦梧楼宛二通と、懷中して決行の場に臨んだ本紙と計三通がある。前者は山本四郎編『三浦梧樓関係文書』に収載されているが、それに比べると本紙は楷字適切、よく推敲の跡を留めていると思われる。

また寄託遺品は斬奸状はじめ遺書・辞令・着衣・靈刃・弔詞など、全五四点。

(2) 同前。

(3)

明治一九年六月一八日付西野義一宛文太郎書簡。

(4)

明治一九年一〇月二日付西野義一宛文太郎書簡。

(5)

年次不明、西野義一宛文太郎書簡。

(6)

明治二一年八月一日付「東京電報新聞」五七三号。

(7)

『神宮司庁公文類纂』雜載篇、明治二年。

(8)

同前、明治三年。尾寺信は明治一三年九月に称宣となり、翌年八月に出納課長を申付けられている。二九年一一月依

頼免職。若い時、松下村塾に学んだと云う。

(9)

松木時彦編『備忘』八八、神宮文庫所蔵。龜田三衛は明治一三年三月主典に任せられ、三三年四月に権称宣、同年一〇

月に称宣となり、三五年三月に依頼免職。

(10)

木場貞長「森有礼先生を偲びて」(薩藩史研究会編『南国史叢』第四輯)。

(11)

同前。

(12)

同前。

(13)

明治四二年四月一日付『大坂朝日新聞』九七三三号。

(14)

森先生追憶座談会(薩藩史研究会編『南国史叢』第四輯)。

(15)

西村茂樹遺稿『記憶録』。

(16)

明治二三年二月六日付西野義一宛文太郎書簡。

(17)

松木時彦編『備忘』八八、神宮文庫所蔵。

(18)

『神宮司庁公文類纂』麻曆篇、明治二年。

(19)

同前、「慶御製造ノ儀ニ付歎願」(宇治山田製慶職業人、明治二一年二月三日)。このような陰険な空気に関連して、山本秀煌「森有礼氏冒瀆事件の真相」(昭和五年三月一日付「読売新聞」一九〇四三号)によつて世間的に紹介された神宮祠

官の密計という一説もある。即ち、

私の祖父などが中心となつて伊勢の神官十七人が森有礼の暗殺を計画したのです。（略）その晩（文相神官参拝の）四枚の宣伝書が書かれ、檄に応じて西野文太郎が山口から出て来たのです。そして入智恵をしたのが私の祖父であったのです。

と云うもので、談話者の祖父とは福山博正を指すと考えられるが、他に真偽を裏付けるべき資料は管見に入っていない。

(20) 昭和五年三月九日付「読売新聞」一九〇五〇号。飯森又晴編『神社問題論叢』第一輯参照。

(21) 明治二二年一月八日付馬島青海宛文太郎書簡。

(22) 島内登志衛編『谷干城遺稿』上、『谷干城日記』。

(23) 寄託遺品、溝部信孝「弔詞」（明治二二年一月一八日）。

(24) 明治二二年三月七日付西野義一宛兼重健吉書簡。

(25) 寄託遺品、弔歌。

(26) 明治二二年一月一六日付「時事新報」。

(27) 明治四二年一月一四日付「大坂朝日新聞」九六七七号。本日、東京華族会館に於ける森有礼二十年祭の席上、木下広次は「イヤ何うも神官なんて怪しからぬ奴が多い」と隱やかならぬ発言をした。それを問題視した神宮当局は二十四日、京都市吉田町の木下宿所に祢宜熊谷小太郎・權称宜松木時彦を派遣して抗議を申し入れ、その際の口約に従つて木下は四月一日付同紙に「故森文部大臣伊勢神宮事件に就て」を公表するに至つたのである。訂正は次の通り。

神宮司庁側で一大不敬を絶叫したのも無理ならぬことであつて、殊に其の本人が国務大臣であるから、其挙動を咎むる声は愈以て大きくなつたものと思はれる。

なお文太郎は年祭毎に追慕された。大正三年五月、斎主下田義照により谷中斎場で催された二十五年祭には参会者五百余名の多きを数え、同八年二月に山口大神宮境内に於いて舉行された三十年祭では遺品陳列と記念絵葉書配布が行なわれている。

(28) 『国民之友』四ノ四一（明治二二年一月一三日）。

(29) 『皇典講究所講演』四（明治二二年四月一日）。

関係略年表

年月日

事

項

慶應元・九・九	西野文太郎、長門国阿武郡萩城下の中土西野義一の長子として出生。母いわ。後、西野家は周防国吉敷郡山口町七番地に移転。弟妹はみち・信助の二人。
明治六	豊栄神社境内別殿に毛利敬親公を奉祀、忠正神社と称す。此頃文太郎大殿小学校入学。
一〇・六・一三	文太郎、友人等と菅公廟参詣。
一一・六・一四	同、「記登鴻東小邱」草。
一二	同、大殿小学校下等全科卒業。成績優秀につき褒賞を授けらる。
一三・一〇・八	此頃、山口中学校入学。
一七・六・一四	同序山林改租科雇を申付けらる。
一八・一二・一二	同序御用掛を申付けらる。月俸七円。
一九・一・二五	太政官制廃止、内閣制度布かれ森有礼文部大臣に任せらる。
二 三・一	是歲、文太郎出奔を企て諫止ざる。 文太郎、月俸八円。 帝国大学令公布。
四・一五	勅令第二号を以て内務省土木局に治水・道路・計算の三課を置く。
六・一八	諸学校通則・小学校令・中学校令・師範学校令公布。 文太郎山口県厅依願退職、三田尻港より汽船にて出奔。

内務省土木監督署官制を布き、全国六区に土木監督署を設置。

文太郎、平山県知事上京につき面会を求む。

一一・七 文太郎上野駅通局辞職、河北嶺邸紹介にて府下麹町区上六番地の東京速成学院に入る。

一一・三 森有礼、岩倉具視六女寛子と結婚。

一〇・三 森有礼、文部省内に於いて「古事類苑」編纂事業を再開せしむ。

文太郎、内務省土木局治水課勤務の藤掛貢亮を訪問。

一一・五 同、近頃頗る健康、宿所は府下麹町区元園町二ノ四岸上方と両親に報す。

三・一 明年神宮本暦・略本暦製造方、大蔵省印刷局に委託。

四・七 文太郎、神田錦町二ノ三河村方に転居。

五・一五 六・七 文太郎、内務省土木局雇を申付けらる。月俸九円。

九・一 同、内務省土木局計算課勤務を申付けらる。

一一・二七 森文部大臣、学事视察のため三重県、県会議事堂にて郡長・議員に演説。

一一・二八 同大臣神宮参拝につき中田松宜・孫福宮掌松坂迄出迎え。伊勢豊川町の山田高等小学校に於いて演説後、尾寺松宜・亀田主典誘導にて豊受宮参拝。直に東松宜・河崎主典が二見ヶ浦まで見送り賓日館に宿泊。

一二・二・三 製暦につき宇治山田職工、石井三重県知事に歎願。

七・一 文太郎、脚氣のため阿波国徳島の土木監督署計算掛助手を申付けらる。

一二 同、東京出发、徳島中通町表屋に下宿。

八・一 東京電報新聞、森文相の神宮参拝問題を報ず。

神宮司庁庶務課、東京電報社に記事取消を申入れ、溝部信孝の照会に事実無根と回答。

同課、再度東京電報社に記事取消要求。

文太郎在方巡回、此頃の宿所は徳島富田浦町伊日町七六七近藤方。

神宮曆の編曆事務、文部省主管と決定。

神宮々司鹿島則文、頒曆会社設立方を内務省に照会。

文太郎、本省復任の通知に接す。山口帰省。

同、伊勢神社港着、古市の津ノ国屋旅館投宿。

同、両宮参拝後、直に神社港乗船。

同、帰京。神田区今川小路二ノ七、背水庵を宿所とする。

文太郎、背水庵に於いて肉親と三浦梧楼に遺書・斬奸状を認む。

同、馬島青海への遺書を認む。

府下小学校生徒による聖駕奉迎歌、武徳・仁徳・皇基・国体の四頌歌と決定。

文太郎、背水庵に於いて斬奸状を淨書し、詩一絶を賦す。

○新皇居御遷幸 午前八時、賢所大前に於いて憲法發布御告文、群臣百官拝礼。同十時宮城正殿に於いて憲法發布式、天皇憲法發布勅語、黒田總理憲法挙手。午後一時、青山練兵場に於て觀兵式。同七時豊明殿に於いて賀宴。同九時正殿に於いて天覧舞楽。

○憲法御發布・皇室典範御治定奉告臨時祭

皇大神宮 午前十一時大御饌、午後一時奉幣

豊受宮 午前六時大御饌、同八時奉幣

六

三

五

〇・一

二・九

二

一・六

一一・一

二

八

七

九

一〇

一

二

三

四

五

六

七

文太郎、午前八時麹町区永田町の文相官邸を訪れ、同八時十五分頃、森有礼に刺傷を負わせ、その場に絶命。享年二十三才。

小川町警察署、背水会・血縁会を探索し、兼重健吉・佐藤文一・児玉佐一を捕縛、警視第二局に送る。

軍医総監高木兼寛・橋本綱常等、有礼の治療に当り網膜還納、傷所縫合。両陛下、侍医・侍従を文相官邸に御差遣。

兼重健吉、西野義一に文太郎変死の旨打電。

両陛下、森有礼に対し御見舞につき御看下賜。

森有礼、午後十一時三十分薨去、享年四十三才。

両陛下、弔問御使を御差遣。

西野義一、戸長役場に文太郎死亡届提出、戸長役場より麹町区役所に管内埋葬委託。

兼重健吉・高津三郎、青山埋葬地より文太郎遺骸を発掘、背水庵にて死体検断・傷所縫合。

午後一時、両陛下森有礼に下賜位・金幣勅使御差遣。

午前十一時両陛下棺前に勅使御差遣。午後一時半、青山墓地に於いて葬祭。

陸軍大臣大山巖、文部大臣兼摠。

三浦梧楼、熱海より上京。

同、谷干城に文太郎生前のことを物語る。

午前八時四十分、府下下谷区谷中天王寺境内共同墓地に於いて文太郎葬儀。斎主少教正鶴田常義、

会葬者百余名。

一九

東京輕罪裁判所に於いて丸山浪吉・栗屋精太郎の両名、文太郎屍体より衣類竊取の廉により重禁錮六ヶ月に処せらる。衣類の一部、文太郎親族名代兼重健吉に還付。

三浦梧棲、再び谷千城に文太郎のことを語り、千城感涙に咽ぶ。

此頃、文太郎の郷里山口に探偵使派出との風説頻り。

文部属座田秀重、東京輕罪裁判所予審々理の結果、文太郎斬殺は正当防衛として免訴となる。

谷千城、時事新報紙上の文太郎遺書を読み、壯挙を賞讃す。

神宮々司鹿島則文、故森文相參拝の事情を祢宜尾寺信より聽取し、社寺局長寺島秋介に報告。

寺島宗則、谷千城に森文相は神罰に当れりと評す。

山田警察署、山田神風講社總代の出頭を命じ、文太郎追弔祭の中止を諭示。

神宮司庁、去る八日付東京日々新聞記事につき訂正を求む。

内務省、頒賛会社設立方不許可の旨、神宮司庁に通告。

兼重健吉、文太郎の遺髪・衣類を西野義一に送致。

山田神風講社有志総代笠井雄吉、追弔祭御供予定の品々を西野義一に贈る。

黒住教徒、本日より大挙神宮參拝。

兼重健吉等、文太郎五十日祭執行。

総代笠井雄吉、義捐金數十円を西野義一に贈る。

神宮教会所祖靈舎に於いて鎮靈祭執行。

管野道親等十数名、文太郎墓所參詣を企て、警察令抵触により差止めらる。

皇族以下の神宮正式參拝場所・着服の儀伺定。

七・二〇

二〇

五・一二

四・一

二八

一七

三・一〇

二二

二五

六ヶ月に処せらる。衣類の一部、文太郎親族名代兼重健吉に還付。

三浦梧棲、再び谷千城に文太郎のことを語り、千城感涙に咽ぶ。

此頃、文太郎の郷里山口に探偵使派出との風説頻り。

文部属座田秀重、東京輕罪裁判所予審々理の結果、文太郎斬殺は正当防衛として免訴となる。

谷千城、時事新報紙上の文太郎遺書を読み、壯挙を賞讃す。

神宮々司鹿島則文、故森文相參拝の事情を祢宜尾寺信より聽取し、社寺局長寺島秋介に報告。

寺島宗則、谷千城に森文相は神罰に当れりと評す。

山田警察署、山田神風講社總代の出頭を命じ、文太郎追弔祭の中止を諭示。

神宮司庁、去る八日付東京日々新聞記事につき訂正を求む。

内務省、頒賛会社設立方不許可の旨、神宮司庁に通告。

兼重健吉、文太郎の遺髪・衣類を西野義一に送致。

山田神風講社有志総代笠井雄吉、追弔祭御供予定の品々を西野義一に贈る。

黒住教徒、本日より大挙神宮參拝。

兼重健吉等、文太郎五十日祭執行。

総代笠井雄吉、義捐金數十円を西野義一に贈る。

神宮教会所祖靈舎に於いて鎮靈祭執行。

管野道親等十数名、文太郎墓所參詣を企て、警察令抵触により差止めらる。

皇族以下の神宮正式參拝場所・着服の儀伺定。

一〇・二

皇大神宮第五十六回式年遷宮。

豊受宮第五十六回式年遷宮。

一八

玄洋社來島恒喜、條約問題をめぐり外務大臣大隈重信に爆弾投擲。

二〇

本志竹之助、墓碑建立を西野義一に報ず。

一一・二四

山県有朋組閣、文部大臣榎本武揚。

一二・二三・七

文太郎使用の刃物、遺族に還付。

一二

森邸に於いて故森文相一周忌を嘗み、数百名参合。

三一・一

本志竹之助等、故文太郎一年祭執行。

一九

神宮廢につき東京帝国大学と契約、理科大学に於いて編纂方引受と決定。

四一・一七

文部省内「古事類苑」取調所、皇典講究所に移管。

四二・二一・一三

東京華族会館に於いて森有礼二十年祭を執行。

一四

前京大総長木下広次、大坂朝日新聞に神宮參拝問題につき談話発表。

一四

神宮称宜熊谷小太郎・權称宜松木時彦、木下前総長に抗議。取消文公表を約す。

〔付記〕

本稿を成すにあたり山口県立博物館はじめ、西野稔・小方基次両氏に格段の御高配を賜わりました。記して衷心より謝意を表します。